

## 別紙添付⑤

2014年11月9日

### 三菱地所設計の弁護士による 第5準備書面を見ての感想

#### 第2 反論

##### 1 (3)

- ② 鹿島建設の報告、国交省からの指摘事項に「アルミリベットを一部使用している」「外装材の連結用金物の間隔が大きい」と言っているが、誤りである。  
国交省はアルミリベットの件には全く触れていない。又連結用金物の間隔と言う問題にも言及していない。
- ③ 国交省が指摘したのは、連結用金物は「存在しない」ではなく「間隔が大きい」と言うのは何処から出てきたのか？これは弁護士が全く解っていなくて、鹿島建設に聴取した事を縛呑みにしている為である。
- ④ 国交省の連結用金物が存在しない旨の発表は、他の6物件の何れかを指しているのであって、御堂筋フロントタワーは違うとはよくも言えたものである。平成22年4月7日の国交省のプレス発表を熟読せよと書いたい。

##### 2 (3)

- ① 施工計画書には連結用金物の記載が無いが、これはその他の改善工事に関する施工計画書である。
- ② 連結用金物は現物に付いているので、その他の改善工事のみで良いのだとしている。上記2点は、国交省が指摘した3点の一つ「連結用金物が存在しない」とあるのを完全に無視するもので全く理解できない。

連結用金物は無いと主張してきたが耐火実験の結果、必要になったので仕方なく、金物を取り付けた「矛盾」がどうし様も無くなり、ここに来て連結用金物は付いていると態度を変えこの様な嘘の発言となつて来ているのが明らかである。

##### 3 (3)

三菱地所設計の設計業務に関する内容で、設計図書通りに施工されているかどうかの確認さえすれば良いと言う軽々しい捉え方をしているが、実は「設計図書」と言うものは奥が深いものであつて、設計図書に示されている外壁一つを見ても、耐火一時間の建材を使いそしてその完成を確認すると言う、これが設計、監理の業務であつて、これが正しく「KOパネル問題」なのである。

##### 4 (3)

鹿島建設の報告によれば、リベットの問題、目地部カバー材の問題、目地巾の問題、連結用金物の間隔の問題を解決する為に、マキペエを使用して、認定を取ったことである。

上記文書はお粗末の一語につきる、あきれるばかりである。

2014年11月13日

### 三菱地所設計・鹿島建設の「化けの皮が剥がれた」

- 1 三菱地所設計の訴訟代理人弁護士大森文彦氏の第5準備書面（平成26年11月7日）の中で「本件KOパネルには、連結用金物は取り付けられている」と明言している。この明言は、これまでの連結用金物は無かったと言う論旨と全く正反対の事であり、驚くべき発言である。
- 2 国土交通省のプレス発表（平成22年4月7日）で「KOウォール」を用いた外壁は耐火構造の認定仕様に適合しないとして、認定品との相違点を発表した。
  - ① 目地部カバー材が存在しない
  - ② 目地の巾が認定仕様よりも広い
  - ③ 外装材の連結用金物が存在しない

③の連結用金物が存在しないというのは、認定品には連結用金物があるのに、KOパネルには無かったと言うことである。国土交通省はこのプレス発表の内容については鹿島建設との充分な打ち合わせの基に行なったものであって、鹿島建設はこれを認めているのである。上記1の「本件KOパネルには、連結用金物は取り付けられている」が真実であるならば、KOパネルに連結用金物は無かったと言うのは、正に虚偽発言であり、ついにこの暴挙の化けの皮が剥がれたのである。